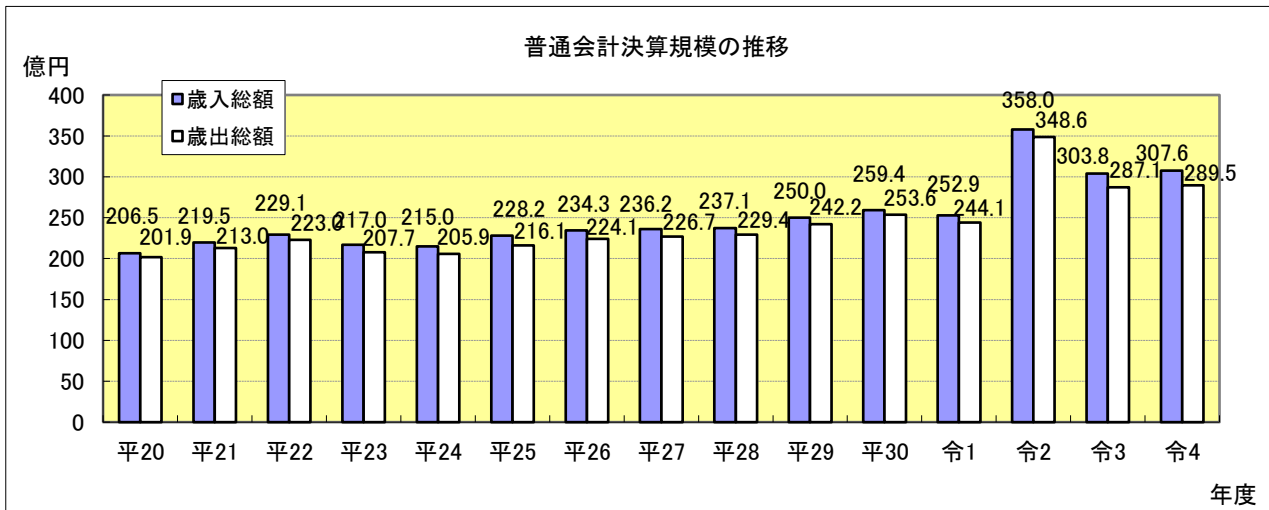


尾張旭市の各種財政指標の推移

令和5年9月
尾張旭市 財政課

○普通会計決算規模の推移

令和4年度の普通会計決算規模について、令和4年度は、歳入では減債基金繰入金(4.1億円)や公共施設整備基金繰入金(4.1億円)等により、前年度と比較して3.8億円増加しています。歳出では臨時財政対策債の一部繰上償還や大型事業の元金償還開始に伴う一般会計の償還元金(7.2億円)、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(3.1億円)等により、前年度と比較して2.4億円増加しています。



(単位:千円)

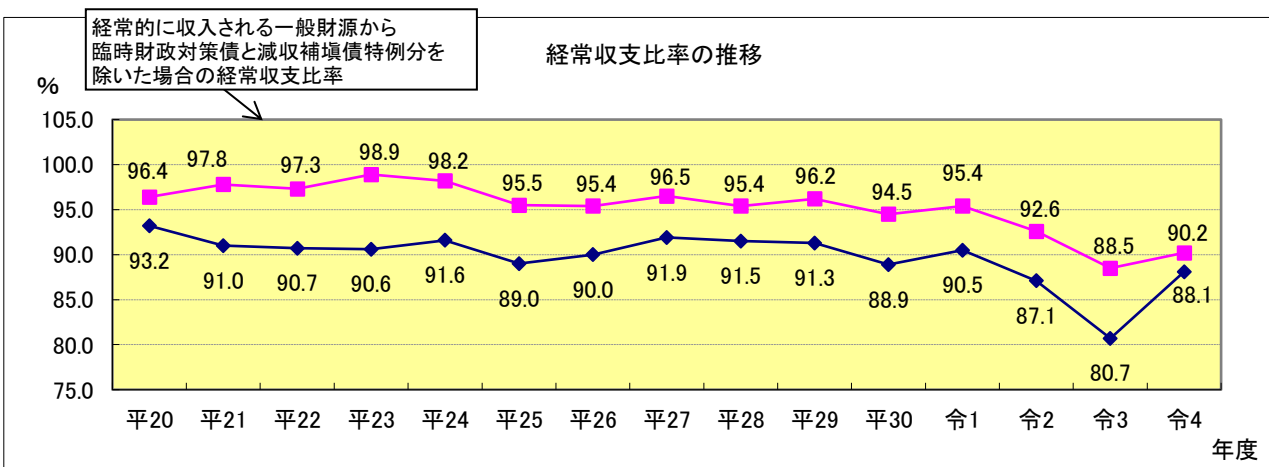
	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
歳入総額	20,646,912	21,949,798	22,905,595	21,700,400	21,496,447	22,824,604	23,434,296	23,623,837
歳出総額	20,186,387	21,298,418	22,299,685	20,767,521	20,588,734	21,606,393	22,408,739	22,669,089

	平28	平29	平30	令1	令2	令3	令4
歳入総額	23,712,668	24,998,798	25,941,052	25,291,413	35,800,042	30,381,271	30,757,054
歳出総額	22,944,050	24,220,714	25,355,286	24,405,111	34,855,790	28,712,813	28,949,520

○経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、地方消費税交付金等を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、臨時財政対策債、減収補填債特例分の合計額に占める割合です。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

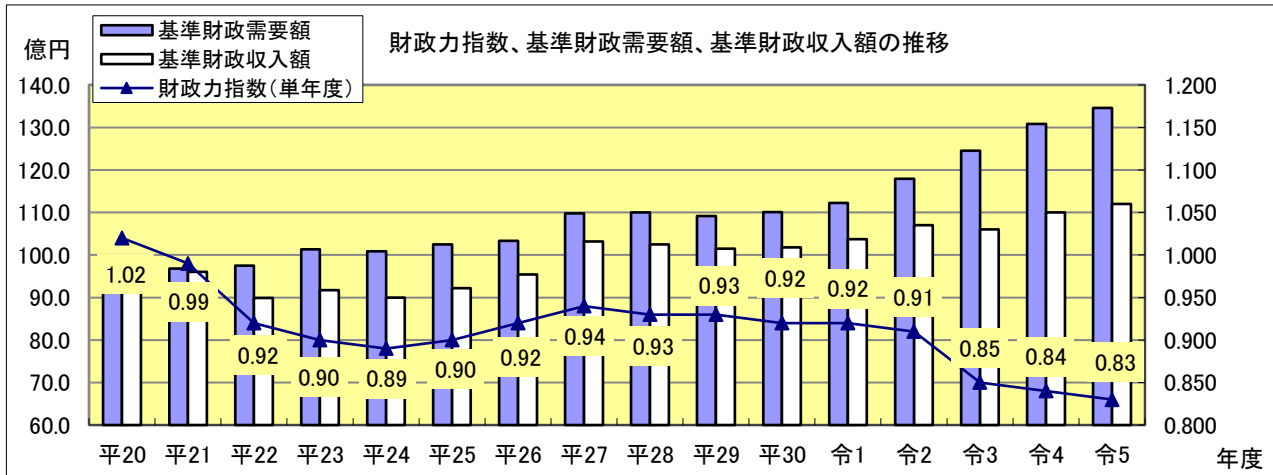
令和4年度は、歳入では、臨時財政対策債が前年度と比較して11.5億円減少しています。また、歳出では、急激な物価高騰等によるランニングコストの増加や大型事業の償還開始に伴う公債費の増加などの影響により前年度と比較して1.4億円増加しており、比率は、7.4ポイント上昇しました。令和3年度の比率は、特例的な普通交付税の増額による一時的な改善であり、今後は、令和4年度の比率を基準として、社会保障関係経費、人件費、公債費といった義務的経費の増加により、比率は上昇するものと見込まれます。



○財政力指数、基準財政需要額、基準財政収入額の推移

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合に、その差額(財源不足額)を基本として交付されるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られる指標が財政力指数です。財政力指数が1を超えた場合(基準財政需要額<基準財政収入額)は、普通交付税の不交付団体となります。財政力指数が高いほど、普通交付税上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

近年、基準財政需要額、基準財政収入額がともに増加しており、本市の財政規模は拡大傾向にあります。



(単位:千円)

	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
基準財政需要額	9,727,988	9,675,610	9,745,237	10,133,417	10,089,086	10,245,298	10,334,773	10,982,135
基準財政収入額	9,922,239	9,596,188	8,987,554	9,166,528	9,003,641	9,219,279	9,542,047	10,316,122
財政力指数(単年度)	1.02	0.99	0.92	0.90	0.89	0.90	0.92	0.94

	平28	平29	平30	令1	令2	令3	令4	令5
基準財政需要額	10,997,174	10,918,593	11,012,436	11,222,792	11,794,495	12,445,802	13,079,314	13,457,077
基準財政収入額	10,254,947	10,146,608	10,181,472	10,370,323	10,701,680	10,604,478	11,004,678	11,200,954
財政力指数(単年度)	0.93	0.93	0.92	0.92	0.91	0.85	0.84	0.83

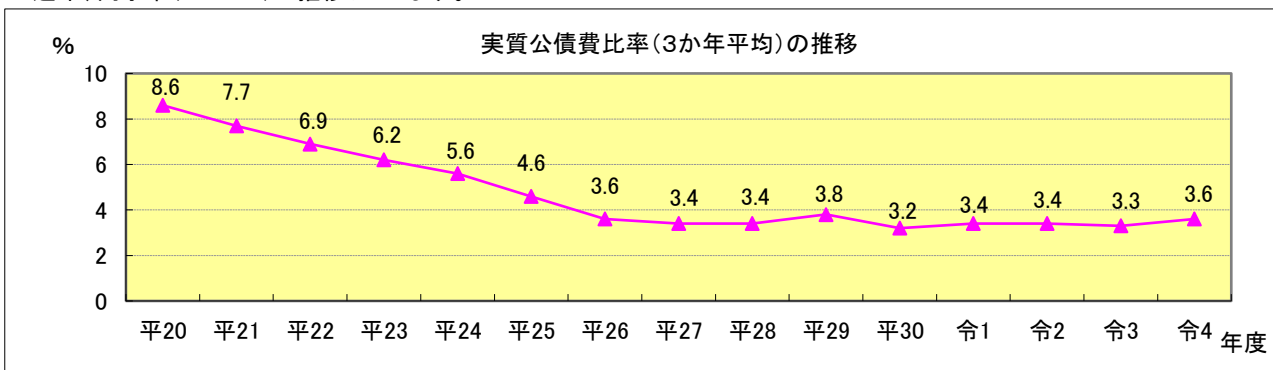
※令和5年度の数値は、国の補正予算等の状況により変更になる場合があります。

○実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率のひとつです。公営企業(上水道事業や下水道事業など)の地方債の償還に充てた繰入金や、一部事務組合等の起こした地方債に充てた補助金、負担金等も「準元利償還金」として算入し、厳格に市町村の公債費や公債費に相当する部分の負担割合を算定するための指標です。

地方債は、無制限に発行できるものではなく、健全な財政運営のため、事業目的や地方公共団体の財政状況により、発行が制限されます。実質公債費比率(3か年平均)が18%を超えると許可団体に移行し、25%を超えると一般単独事業等の地方債の発行が制限され、35%を超えると一般公共事業債等の補助事業の地方債の発行が制限されます。

近年、同水準(3~4%)で推移しています。

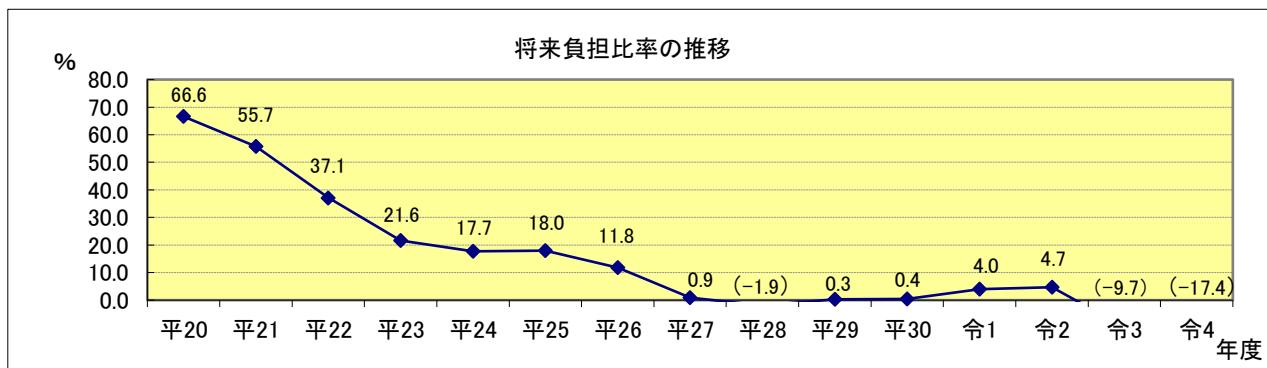


○将来負担比率の推移

将来負担比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率のひとつです。地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高と、その支払に充てることのできる基金等の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判定します。

将来負担比率が早期健全化基準の350%を超えた場合は、財政健全化計画の策定など、財政の早期健全化に向けた取組を行う必要があります。

令和4年度は、地方債現在高の減少などにより比率が減少しています。



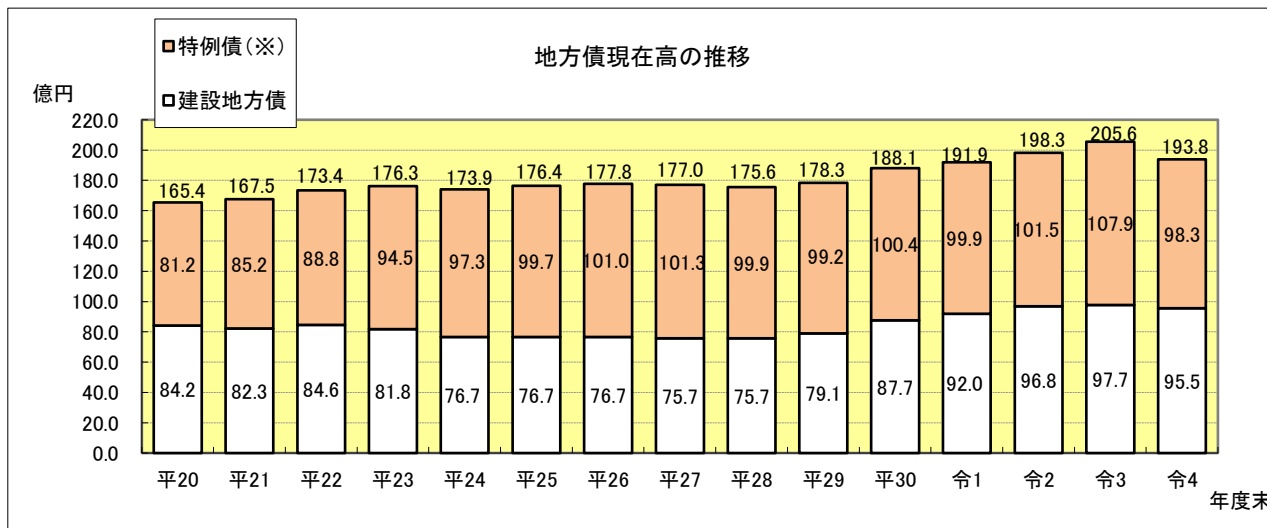
※算定結果がマイナスとなる場合は、「算定数値なし」となるため、グラフに表記されません。

○地方債現在高の推移

地方債現在高は、家計に例えると借入(ローン)残高に相当します。

地方債には、公共施設の建設や改修など一度に多額の経費が必要な場合に、その財源確保とともに、将来利用する世代も含めて負担を公平にするために借入を行う建設地方債、地方交付税の振替措置として借入を行う臨時財政対策債などがあります。

令和4年度は、臨時財政対策債の繰上償還4.1億円や大型事業の元金償還開始などにより、新発債発行額を償還元金を上回ったため減少しました。今後は、大型の再開発事業、公共施設の老朽化等の地方債の発行により、建設地方債現在高が増加する見込みです。



※特別債は、建設地方債以外の地方債で、市民税減税補填債、減収補填債、臨時財政対策債をいいます。

○積立金(基金)残高の推移

積立金(基金)残高は、家計に例えると貯金残高に相当するものです。

基金には、経済事情の著しい変動や大規模な災害などに対処するための財政調整基金、市債の償還等のための減債基金、公共施設の整備事業の資金に充てるための公共施設整備基金など特定の目的のために積み立てている特定目的基金があります。

令和4年度の積立金残高は、財政調整基金が4.3億円増加しましたが、公共施設整備基金などその他特定目的基金で4.1億円、減債基金が4.1億円減少したことにより、3.9億円減少しています。

